

平成19年11月14日

輪島市長 梶 文 秋 様

輪島市自治基本条例に関する審議会

会長 園 又 輝 夫

輪島市自治基本条例の制定に向けて（答申）

平成19年7月31日付け発総第301号をもって諮問のあったこのことについて、審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

輪島市自治基本条例（案）については、異議ありません。ただし、審議の過程において別紙の意見が出されましたので、条例の制定に向けて、十分に反映されるよう申し添えます。

## 別紙

### 1 前文

条例に必要な部分のみ明記するとともに、簡潔明瞭にすること。

### 2 事業者の責務

地域社会との調和について、具体的に明記すること。

自然環境等への配慮

教育、歴史、文化等との調和

工業、商業その他の産業との調和

### 3 議員の責務

政治倫理の確立に関する規定を明記すること。

議員の調査研究活動に係る報告書やその費用に係る領収書の議長への提出義務を関係条例に明記すること。

### 4 法令等の遵守

議会並びに市長等及び職員の法令及び条例等の遵守義務の規定を明記すること。

### 5 財政運営及び行政評価

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立したことを踏まえて、財政健全化に向けての財政運営を図ること、また、その反映させるべき総合計画に基づく政策等に関する行政評価について具体的に明記すること。

### 6 危機管理

自然災害や人為的災害など幅広い危機管理の体制の整備及び強化について明記すること。

### 7 住民投票

市政への市民参加の最重要事項として、住民投票に関する規定を明記すること。

市民及び議会から市長への請求権を明記すること。

特定の問題に限ることなく住民投票を実施する場合の要件、手続等についてあらかじめ定めておく、いわゆる常設型の住民投票条例を別に定めること。